社会福祉法人由愛会　一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　R6年　7月　1日～　　R１１年　6月３０日までの　　５年間

２．内容

目標１：　計画期間内に、年次有給休暇付与日数 10 日以上の職員が６日以上取得することを目指し、計画年次有給休暇取得の促進を図る。

＜対策＞

- R6年　7月～　各拠点における年次有給休暇の取得状況について調査
- R7 年　４月～　拠点会議において、課題の整理、取得促進に向けた検討開始
- R8 年　４月～　各拠点において、計画的な取得に向けた管理職等への周知
- R9 年　４月～　各拠点において、有給休暇取得促進のための取組の開始

目標２：　育児・介護休業法に基づく諸制度について職員への周知を図る。

＜対策＞

- Ｒ６年　７月～　法人各拠点における育児・介護休業の取得状況について調査
- Ｒ７年　４月～　拠点会議において、取得促進に向けた課題検討開始
- Ｒ８年　４月～　各拠点において、相談窓口を設け職員へ周知

目標 ３：　女性がより一層活躍できる職場環境を整備するにあたり、女性職員が管理職を目指すことを図られるよう、職員が働きやすい環境を整備する。

＜対策＞

- Ｒ６年　７月～　女性職員の職業生活においての管理職への意識及び環境調査
- R8年　４月～　女性職員へ外部研修等の周知、参加させ意識向上を図る